

# 就学指定校変更の申し立てについて

輪之内町教育委員会

学校教育法施行令により、市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定すべき旨が規定されています。

ただし、指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない等、特別な事情がある場合において、保護者の申し立てにより、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができます。

## 【輪之内町立小学校及び中学校の就学区域を定める規則】第3条

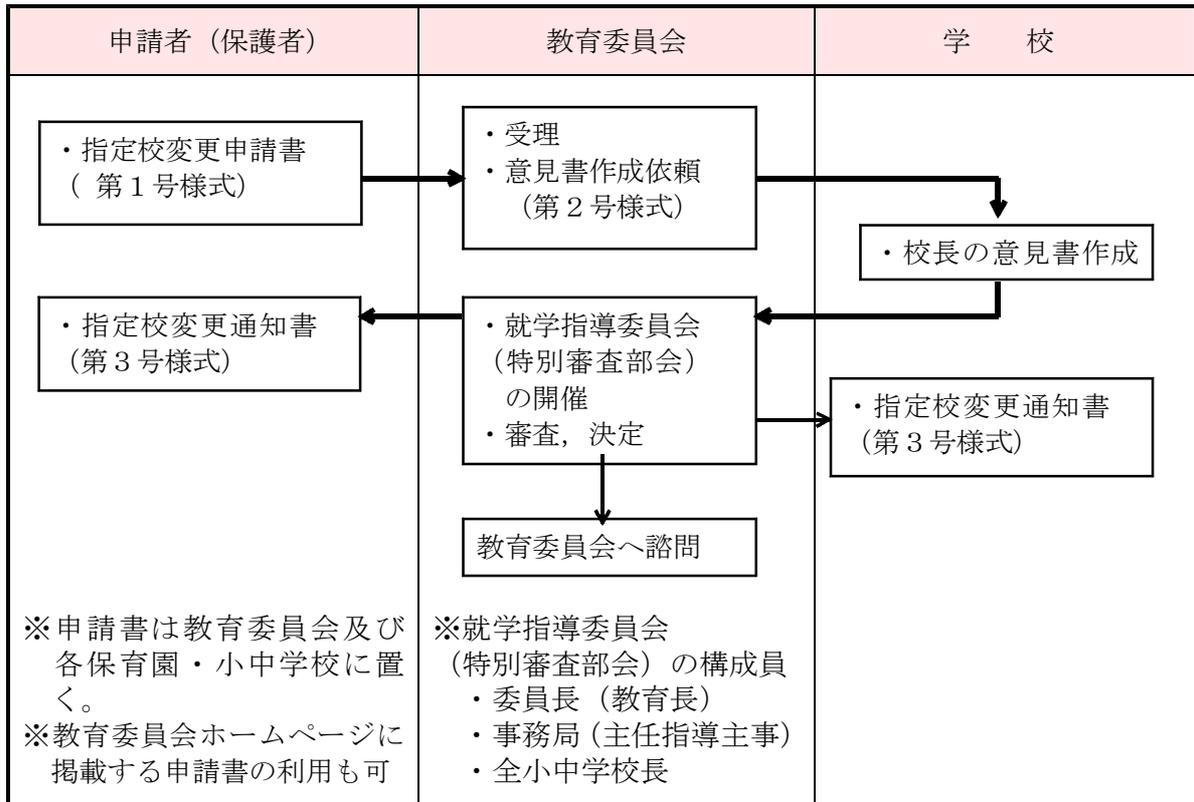
特別の事情により、指定された学校に就学することができないときは、当該就学予定者の保護者は、施行令第8条の規定により、当該指定の変更を教育委員会に申し立てることができる。

### <特別の事情に該当する条件>

項目	許可条件
1 学年中途の転居	①卒業年次に該当する児童生徒の場合・・・卒業まで ②卒業年次以外の児童生徒の場合・・・原則として学期末まで 最長で年度末まで
2 留守家庭	両親共働きまたは母（父）子家庭で、日中家庭が留守になる場合で、就学希望校の校区内に保護者または保護者に代わる者がいる場合 ※小学生のみ許可
3 身体的理由	身体虚弱、肢体不自由等により、指定学校での就学が困難と認められる場合
4 自治会活動	自治会活動が就学希望校と同一の場合
5 部活動	小学校までに行っていたスポーツの部活動が校区の中学校にない場合 ※中学生のみ許可
6 教育上の配慮	①障害児学級に入級する場合 ②不登校やいじめ等、やむを得ない事情により、校長が教育上必要と認めた場合 ③教育的見地及び家庭の状況等から変更が妥当と認められる場合
7 その他	上記以外の特別な事情がある場合

※但し、就学希望校が輪之内町外にある場合は、設置する市町村の教育委員会と協議の上、該当教育委員会から、区域外就学が認められた場合のみ許可する。

## <手続きの流れ>



※未就学児の場合は、教育委員会が申請書を受理し、審査・決定を行う。